## 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める意見書

高齢者で組織している年金者組合は、難聴者も多く、高額の補聴器を購入することが困難で、 補聴器を購入するための費用の公的助成を強く願っている。

高齢化が進む中で、補聴器を必要とする高齢者が増加している。しかしながら、我が国の難聴者は推計1,430万人(日本補聴器工業会調べ)であるのに対し、補聴器所有者は約210万人(14.4%)とヨーロッパ先進国(37%から48%)に比べ極端に低くなっている。

現行制度では、障害者手帳の交付を受けた人を対象にした補装具費支給制度のみのため、中等度・軽度の加齢性難聴は対象にならない。補聴器の値段も一台5万円から50万円までと高額のため低年金・無年金の高齢者は購入したくてもできない。

このような実態の中で、近年、住民の声を受け独自に補聴器購入の助成事業を実施している自治体もあるが、ごく一部である。

最近では、聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること、そして難聴の早期 発見がその進行を遅らせること等も指摘されている。補聴器の普及により、高齢者が地域でつな がり、孤立を予防し、結果として健康寿命の延伸となり、医療費抑制にも寄与するものと考える。 よって、本市議会は、国に対し、加齢性難聴者に必要な対策として、次の事項を求める。

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入費用を公的助成とすること。
- 2 特定健診の項目に「聴力検査」を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

 内閣総理大臣

 財務大臣

 総務大臣

 総務大臣

 厚生労働大臣

座間市議会議長 吉 田 義 人